

平成 30 年 4 月度

特定業務健康診断・特殊健康診断のご案内

小牧商工会議所会員事業所の経営者・従業員の方々を対象に『特定業務健康診断・特殊健康診断』を実施致します。『特定業務健康診断・特殊健康診断』に関しましては、労働安全衛生法において実施が義務づけられています。是非ご活用いただきますようご案内申し上げます。

- 受診日時 4月16日(月) 13時00分～16時30分(最終受付16時15分)
4月17日(火) 8時30分～12時00分(最終受付11時45分)

※上記時間内にお越しいただき、ご受診ください。各日、半日の受診時間ですので、ご注意ください。

また、両日ともに開始時間あたり(16日は13:00、17日は8:30)は大変、混雑が予想されます。
16日は15:00以降、17日は11:00以降であれば、比較的スムーズにご案内させていただくことが可能です。

- 受診会場 両日とも、小牧商工会議所会館 4階 大会議室

- 申込期間 2月26日(月)～3月9日(金)まで(土・日・祝日は除く)

3月30日(金)以後にキャンセルがあった場合は、受診料のご返金できません。

※上記期間を過ぎて申込み頂いた場合は、16日は15:00以降、17日は11:00以降にご受診いただきます。

- 申込方法 同上の期間に別紙「特定業務健康診断・特殊健康診断申込書」及び「平成30年度特定業務健康診断・特殊健康診断受診者名簿」に受診料を添えて、当商工会議所企画運営課へお申し込み下さい。検査キット及び問診票等に関しまして、4月9日(月)までに各事業所宛に公衆保健協会(小牧商工会議所封筒)より郵送されます。4月10日までに不達の場合は、下記の(一財)公衆保健協会へご連絡ください。

※電話・FAXでの申込みは不可。

※尚、小牧商工会議所ホームページ

<http://www.komaki-cci.or.jp/fukurikousei/kenkoshindan/kenkoshindan.html> から申込書がダウンロードできます。

※後日送付の問診票には、事業所名、氏名等は既に記入されています。ご配布の際はご注意ください。

※お申し込みいただいた検査内容と健診当日に確認させていただく受診において、取扱い有機溶剤に追加がありますと、検査方法も追加になります。その場合、後日追加検査料をご請求させていただきます。

- 検査方法 尿検査、血液検査(一部溶剤種類により必要)、医師による問診・診断 他

- 検査機関 一般財団法人公衆保健協会(名古屋市中村区)

- 結果発送 5月31日(木)までに郵送にて各事業所へ健診結果をお知らせいたします。

※健診結果の問い合わせは、下記(一財)公衆保健協会へご連絡ください。

- お問合せ

小牧商工会議所 企画運営課 小牧市小牧五丁目253番地

TEL (0568) 72-1111

一般財団法人公衆保健協会 名古屋市中村区黄金通2丁目45番地2 TEL (052) 481-2161

- 特定業務健康診断及び、特殊健康診断は労働安全衛生法において6か月に1回の実施が義務づけられています。

1. 特定業務健康診断

深夜業などの特定業務に従事する労働者を対象にした健康診断です。

深夜業とは、午後10時から翌朝5時迄の間に働くことをいいます。勤務時間の一部がこの時間帯にかかる場合は深夜業務となります。

定期健康診断を受けた日前6ヶ月間を平均して1ヶ月に4回以上で6ヶ月間で24回以上の深夜業に従事した人のことです。

検査内容	検査項目	受診料（税込み）
深夜業務健康診断	身体測定（身長・体重・視力・腹囲）・血圧測定 ・尿検査・聴力検査・診察および問診	2,050円

2. 特殊健康診断

法令で定められた業務または特定の物質を取り扱う労働者を対象にした健康診断です。

（有機溶剤健康診断、鉛健康診断、電離放射線健康診断、特定化学物質健康診断 等）

検査内容	検査項目	受診料（税込み）
有機溶剤健康診断 （有機溶剤の種類） ※キシレンを受診される方で、溶剤にエチルベンゼンが1%以上含まれている場合は 特定化学物質 の検査が必要です。 ※使用溶剤についてはお持ちの安全データシートをご参照ください。	基礎検査（尿蛋白・診察及び問診） ・アセトン・IPA（イソプロピルアルコール）・酢酸エチル・酢酸ノルマルブチル ・テトラヒドロフラン・メタノール	3,170円
	・キシレン・トルエン・ノルマンヘキサン	1検査2,870円
	・エチルベンゼン・スチレン・トリクロルエチレン	1検査4,200円
	・ジクロルメタン	2,500円
特定化学物質健康診断 ※検査項目によって尿中代謝物・血液検査含む	基礎検査（診察及び問診）・TDI、コハルト、MOCA 等	1,650円
	・エチルベンゼン・スチレン・トリクロルエチレン	1検査700円
	・ジクロルメタン	1検査700円
その他健康診断 （塩酸・硝酸・硫酸）	身体測定（身長・体重・視力・腹囲）・血圧測定 ・尿検査・聴力検査・診察および問診（塩酸 等）	2,050円
鉛健康診断	尿中のデルタアミノレブリン酸・血液検査 ・診察及び問診 *尿・血液検査含む	4,300円

（受診料計算例）

- アセトンのみ使用 → 有機溶剤基礎検査（3,170円） = 3,170円
- キシレンとトルエンの二種類を使用
→有機溶剤基礎検査（3,170円）+尿中代謝物検査（2,870円×2種類） = 8,910円
- キシレンとトリクロルエチレン（有機溶剤+特定化学物質）の二種類を使用
→有機溶剤基礎検査（3,170円）+尿中代謝物検査（2,870円）+血液検査（4,200円）
特定化学物質基礎検査（1,650円）+1検査（700円） = 12,590円
- TDIのみ使用 →特定化学物質基礎検査（1,650円） = 1,650円
- 鉛健康診断のみを受診 →検査料（4,300円） = 4,300円
- 特定化学物質健康診断でエチルベンゼンを受診
→特定化学物質基礎検査（1,650円）+尿代謝物検査（700円） = 2,350円

* 特定化学物質健康診断につきまして法令変更に伴い、今年度も有機溶剤健康診断と同様、基礎検査の項目を作成させていただきます。ご了承の程宜しくお願いします。

特定業務健康診断・特殊健康診断 申込書

・太枠の中を全てご記入下さい。

事業所名							
所在地	〒	—	TEL()	—	FAX()	—	
担当者	役職名・所属部署		氏名				
受診総数	名		※受診総数は、実際に受診される人数の総数をご記入ください。				
受診料	検査内容	単価 ※税込み	①受診日 16日(月) 13:00~16:30	②受診日 17日(火) 8:30~12:00	①+② 合計人数 (名)	合計金額 (円)	
	① 深夜業務健康診断	¥2,050	名	名	名		
	② 有機溶剤健康診断						
	②-1 基礎検査(尿蛋白、問診) *有機溶剤健康診断受診者全員が必要です。	¥3,170	名	名	名		
	②-2 ◆:尿中代謝物検査 ★:血液検査 ※御使用溶剤に単独で★溶剤が1%以上含まれている場合は、特定化学物質の検査が必要です。	◆キシレン	¥2,870	名	名	名	
		◆トルエン	¥2,870	名	名	名	
		◆ノルマルヘキサン	¥2,870	名	名	名	
		★エチルベンゼン	¥4,200	名	名	名	
		★スチレン	¥4,200	名	名	名	
		★トリクロロエチレン	¥4,200	名	名	名	
	★ジクロロメタン	¥2,500	名	名	名		
	③ -3 その他 ()	要相談	名	名	名		
	④ 特定化学物質健康診断						
	⑤ -1 基礎検査(問診)	¥1,650	名	名	名		
	③-2 ◆:尿中代謝物検査 ★:血液検査	◆エチルベンゼン	¥700	名	名	名	
◆スチレン		¥700	名	名	名		
◆★トリクロロエチレン		¥700	名	名	名		
★ジクロロメタン		¥700	名	名	名		
③-3 その他 ()	要相談	名	名	名			
④ その他健康診断(塩酸・硝酸・硫酸)	¥2,050	名	名	名			
⑥ 鉛健康診断	¥4,300	名	名	名			
			名	名	名		

●上記以外の有機溶剤の場合(アセトン、IPA、酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、テトラヒドロフラン、メタノール)は、基礎検査のみです。その他の有機溶剤使用の場合の検査項目については、事前にお問い合わせ下さい。

●お申し込みいただいた検査内容と健診当日にお聞きする受診において、取扱い有機溶剤に追加がありますと、検査方法も追加になります。その場合、後日追加検査料をご請求させていただきます。

ご担当者と当日受診される従業員の方は、事前に検査内容について十分ご確認下さい。

※ご記入頂いた個人情報は、検診機関である(一財)公衆保健協会に提供すると共に、小牧商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用します。【事務局処理欄】

受付日	入金日	整理番号	備考	協会連絡

裏面の「受診者名簿」にも、必要事項をご記入ください。